2025年12月25日

２６－２１

肢ア

許可とは，個人の自由を公共の福祉の観点から予め一般的に禁止しておき，個別の申請に基づいて禁止を解除する行政行為をいう。

国民の権利義務を制限する場合は，法律の根拠が必要である。（法の支配）

許可は，国民の権利義務を制限する。したがって，許可基準には，法律の根拠が必要となる。

よって，政令で許可の基準を定めるには，法律による委任が必要となる。

（侵害行政）

肢イ

本件の通知は，許可の基準を具体的になったものである。

審査基準は，原則，公開をしなければならない。（行政手続法５条３項）

通知を転用して審査基準とすることは合理的である。

効率性の原則。また，解釈基準を統一することで，平等，公正にも資する。

よって，公にすることができる。

任意である不利益処分の処分基準とは違う。（行政手続法１２条１項）

申請：審査基準
不利益処分：処分基準

肢ウ

平等原則や信義則は，行政庁側が判断すべき事柄である。

行政規則は，行政庁を拘束し，国民は，直接拘束されない。
なお，事実上は，拘束される。行政庁が規則に従う結果，国民が拘束される。（内部法の外部法化）　したがって，国民側から許可を要請することは可能である。

実際に，許可をするかは行政庁の判断なので，特に国民から言わせても問題はない。

肢エ

上命下服。行政庁の一体性を確保する目的。

国と地方は上命下服ではない（　制度的保障説　）。

通知は，政令とは別。政令を具体的したもの。

よって，法令でもないので，各都道府県知事を拘束しない。

２６－２２

肢ア

理由の付記の漏れは，手続上の瑕疵である。したがって，最終的に理由わかれば，付記の目的は達成される。そのため，手続の迅速性から見ても瑕疵が治癒されると思える。

しかし，偶然の事由で，瑕疵の治癒を認めると，将来の不適法な処分が助長され，国民の権利義務が害される。（行政庁が，いい加減な処分を行う危険がある）

したがって，行政庁に適正手続を守らせて国民の権利義務の保護する必要がある。一方で，軽微な手続上の瑕疵が治癒されないのも相当でない。

そこで，手続上の重大な瑕疵であれば，違法と判断するのが相当である。

本件の理由開示は，争訟便宜機能と恣意抑制機能を果たす意味で，国民の権利義務の保護する上で重大な手続である。

よって，不備による瑕疵は重大であるので，後日，明らかになっても治癒されない。

行政庁としても，理由不備は防げる問題である。（誤記とは違う）

将来の行政庁の恣意を抑制する上でも，本件，瑕疵が治癒されないという取扱いはやむをえない。

肢イ

取消訴訟，無効等確認。

民事訴訟の差止めとは争点が別。

処分が有効でも，差止めがし得る。

処分行為時（許可）の時点で適法でも，個別具体な場面において安全が守られておらず，人格権を保護する必要性があるため。争点は，処分の有効性ではなく，実際の原子炉の安全性が争点。したがって，行政訴訟と民事訴訟は，独立に機能するため別途，訴えできる。

なお，無効等確認の場合，条文に現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないとあり，民事が提起できると無効等確認も提起できないのかという問題もあるがこちらも提起できる。

一般に，無効等確認の訴えの補充性として民事訴訟が提起できるのは制限とはならない。イメージ：直接，契約関係にもない私人同士が争うことを当事者が嫌う可能性もある。

肢ウ

裁断する行政処分の場合，自ら取消すことはできない。（不可変更力）

取消すことで，処分を前提とする法律関係が崩れ，紛争が再燃するからである。

２６－２３

肢ア

申請が，形式上の要件に適合しない場合の申請の補正に要する期間は含まれない。

標準処理期間は，申請の処理期間とも思える。しかし，行政庁が補正する期間を長くすると国民は困るので，そこも含めて処理期間を考える必要があるべきとも思える。

ただ，それだと問題。補正の期間は，読めない。

したがって，処理の期間について定めるべきである。

したがって，補正の期間を入れる必要はない。

肢イ

受領行為を無くして，申請手続が進めるようにしている。

受領すれば，取消訴訟や，不作為違法確認ができるが，受領がなければ行政庁側の義務がないので，国民は訴訟で争うことができない。

事実上，強制を認める（未受理）が窓口で行われていた。

それができないように，なっている。

肢ウ

理由の開示が原則必要。

理由の開示の目的は，争訟便宜機能，恣意抑制機能。

明らかな場合にでも，理由開示する必要がある。

取消訴訟を主張して立証するのは（　国民　）

よって，明らかでも理由を示す必要がある。

２６－２４

肢ア（Ｐ１０８）

効果裁量

やるか，やらないか。どの処分を選択するかは，裁量がある。

ただし，裁量逸脱の場合は，違法となる。

結果の違法：比例原則・平等原則など

行為の違法：判断過程審査

肢イ

違法には，実体法の違法と，手続的な違法と２つの種類がある。

理由不備は，手続的なもので，やり直せば足りると思えるため，処分が違法はならないと思える。

しかし，理由不備は，争訟便宜機能と恣意抑制機能。

国民の権利との関係で，重大な問題がある。よって，手続も違法となる。

肢ウ

裁量も，結果と行為で違法を判断する。

したがって，比例原則・平等原則や，判断過程審査により違法の可能性がある。

肢エ

事実認定に裁量はない。客観なので。

要件裁量は，解釈の裁量。

審査基準の設定の際の裁量と，現場での解釈の裁量をイメージする。

事実と要件は全く別。

２６－２５

肢ア

行政指導は，事実行為であるが公権力を背景に不当な行政指導が行われることがあった。

国民の権利義務を一方的に侵害すること法律の根拠がなければ行うことができない。

実質，強制になった場合，違法行為として国賠の対象となりうる。

肢イ

指導の目的。第三者（住民）の利益保護。

したがって，業者と第三者（住民）の利益の調整が必要。

合理的な場合は，違法と評価できない場合がある。

裁量がある。

肢ウ

明確に常にする必要がある。【透明性を確保する必要があるため。】

ただ，守られない恐れがあるので，文書呈示を求めることをできるようにして，国民の保護を図っている。

肢エ

行政手続法は，地方公共団体には適用されない。

地方の実情などがあり難しい場合もあるため。

行政手続条例が定められている。

２６－２６

肢ア
　行政契約の場合，公権力としての処分が必要。
　本件の場合は，契約。公権力としては行っていない

肢イ

　契約をするかは，行政庁の自由。判断として，地元の企業の方が柔軟な対応ができる。
　税収にもつながるなどの判断は合理的。

　平等原則からも，合理的な区別は許容される。

肢ウ
　平等原則は，絶対的でなく，相対的平等。

　住民税など法的地位が違う以上，立場をわけることは合理的

行政契約は，給付行政として行われる。
給付行政には，税金が使われるので，金の流れに着目する。